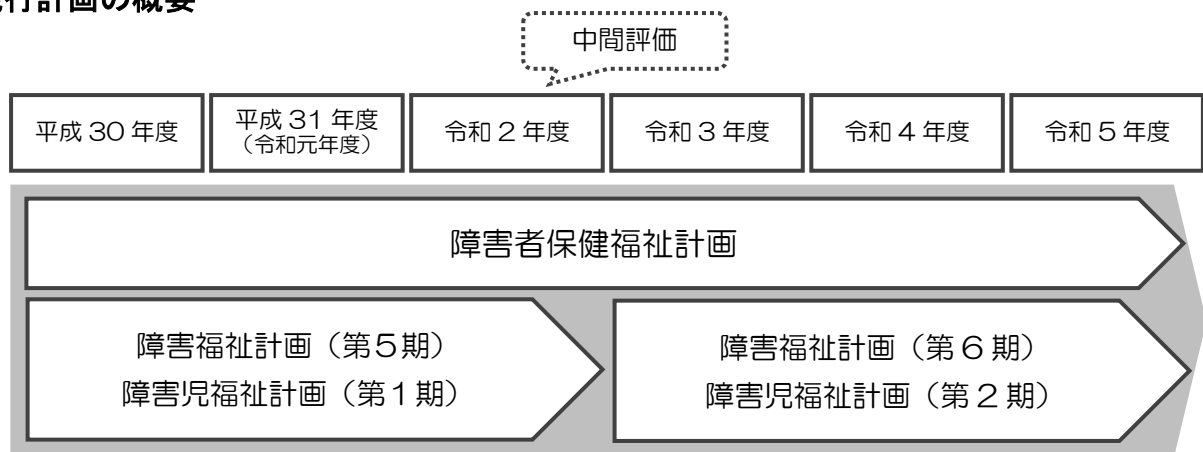


令和3年度仙台市障害者施策推進協議会の進め方等について

1 仙台市障害者施策推進協議会の所掌事務

- (1) 本市の障害者計画に関し、その策定にあたって意見を具申すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視等（モニタリング）すること。
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 現行計画の概要



- ・ 仙台市障害者保健福祉計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」であり、障害保健福祉施策全般に関わる理念や基本的な方針、主要施策を定めた計画で、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間を計画期間としている。

- ・ 仙台市障害福祉計画

障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもの。障害福祉サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策などを定める計画で、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間を第 5 期、令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間を第 6 期の計画期間としている。

- ・ 仙台市障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく、「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策などを定める計画で、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間を第 1 期、令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間を第 2 期の計画期間としている。

3 監視等（モニタリング）について

「仙台市障害者保健福祉計画に係る監視等実施方針」（参考資料1）に基づき実施する。モニタリングは以下の（1）監視、（2）調査、（3）分析及び評価からなる。

（1）監視（＝量的モニタリング）

令和2年度に実施した障害者保健福祉計画、障害福祉計画（第5期）、障害児福祉計画（第1期）に掲載の各事業の実施状況等の資料調製を行うもの。

（2）調査（＝質的モニタリング）

障害者やその家族、障害者団体、障害福祉サービス事業所等に面談又は懇談会等により、障害者等の生活の状況や障害福祉サービスの利用意向などに関する調査を行う。

（3）分析及び評価

協議会は（1）監視（量的モニタリング）、（2）調査（質的モニタリング）のほか、仙台市が行う他の調査等に基づき、各事業等の取組状況や障害者の生活実態等を総合的に分析し、計画及び条例に基づく事業の進捗及び達成状況に係る総合的な評価について審議する。

4 令和3年度における監視等の進め方

令和3年度は別添資料1-2を活用しつつモニタリングを進める。

資料は、障害者保健福祉計画の施策体系における、中間評価報告書（令和2年度策定）で整理した課題に対して、下記項目を整理し、主な事業の進捗等を分析・評価する基礎資料とするものである。

（1）令和2年度の量的モニタリング結果

⇒量的モニタリングによる分析、評価（資料2-1から一部抜粋）

（2）令和3年度の事業の進め方

⇒令和3年度事業の基本的な方針等

（3）令和3年度上半期進捗状況等 ※令和3年度第2回開催時に提示

⇒量的モニタリング等による分析、評価

（4）令和3年度実績見込み及び評価 ※令和3年度第3回開催時に提示

⇒量的モニタリング並びに質的モニタリングの結果等による分析、評価

（5）令和4年度施策展開 ※令和3年度第3回開催時に提示

⇒（4）に基づく令和4年度の施策展開の検討

※ なお、（1）～（5）の項目については、議論を進めながら適宜修正を図ることとする。

5 令和3年度 開催等スケジュール

月	内 容
7月14日	第1回協議会 令和3年度仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況他、各施策の実績値について（量的モニタリングによる分析、評価）
10月～11月	第2回協議会 <ul style="list-style-type: none">・令和3年度仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況について（量的モニタリングによる分析、評価）・質的モニタリング調査内容（調査対象、調査項目等）について
11月～2月	質的モニタリングの実施、調査結果のとりまとめ
3月	第3回協議会 <ul style="list-style-type: none">・質的モニタリング調査結果について・令和3年度仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況について（量的モニタリング並びに質的モニタリングの結果等による分析、評価）